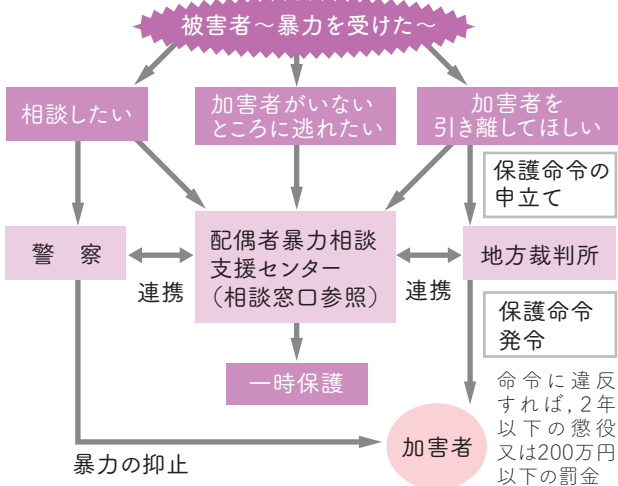


一時保護や保護命令による被害者支援の流れ



■配偶者暴力相談支援センターとは

DVに関する相談、被害者やその子ども等の一時保護、自立のための情報提供、その他の援助を行います。

■一時保護とは

被害者やその子ども等を暴力から保護する等のため、一時的に保護を行うとともに、心身の休養、今後の生活についての相談や情報提供などの支援を行います。

■保護命令とは

被害者からの申立てにより、裁判所が、(事実婚を含む)配偶者や元配偶者に対して出す、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令の事です。

(種類)

- ・接近禁止命令〔1年間〕
- ・被害者の子又は親族等への接近禁止命令〔1年間〕
- ・電話等禁止命令〔1年間〕
- ・被害者の子への電話等禁止命令〔1年間〕
- ・退去等命令〔2か月、住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は6か月〕
- * 生活の本拠を共にする(していた)交際相手からの暴力にも準用されます。
- * 配偶者暴力相談支援センターや警察が、申立ての相談に対応します。

■加害者のタイプ

- 加害者に、学歴、職業、収入、年齢などによる一定のタイプはありません。
- 定職を持ち、社会的信用があり、家庭の外では人当たりが良く、暴力をふるうとは想像できない人もいます。

🌸 DVに関する相談窓口 ～相談は無料 秘密は守ります。～

🌸 配偶者暴力相談支援センター

名称	所在地	電話番号	相談時間
県女性相談支援センター	鹿児島市	099-222-1467	月～水・金 8:30～17:00 木8:30～20:00 日9:00～15:00
県男女共同参画センター (かごしま県民交流センター)	鹿児島市	099-221-6630 または#8008 ※鹿児島県内で #8008にかけると、 県男女共同参画セン ターにつながります。	火(休館日の翌日) 9:00～20:00 水～日・祝 9:00～17:00
鹿児島地域振興局	日置市	099-272-6301	月～金 8:30～17:15 ※地域保健福祉課が 対応
南薩地域振興局	南さつま市	0993-53-8001	
北薩地域振興局	薩摩川内市	0996-23-3166	
始良・伊佐地域振興局	霧島市	0995-44-7965	
大隅地域振興局	鹿屋市	0994-52-2123	
熊毛支庁	西之表市	0997-22-0039	
大島支庁	奄美市	0997-57-7243	

※市町村の配偶者暴力相談支援センターはこちらから
(鹿児島県ホームページ)



🌸 SNS相談(鹿児島県)

DVに関する相談にSNSで対応します。右上のQRコード(鹿児島県ホームページ)からご覧ください。
受付時間/土・日17:00～22:00, 月12:00～17:00

🌸 警察(*身の危険を感じた場合は110番へ!)

被害者の意思を尊重しながら、加害者の検挙や加害者への指導、警告、被害者の保護などを行います。

名称	電話番号	受付時間
最寄りの各警察署(DV・ストーカー担当係)	各警察署	24時間
警察相談専用電話	#9110(プッシュ回線のみ) または099-254-9110	
鹿児島県警察本部	099-206-0110	

🌸 性暴力被害の相談機関

名称	電話番号	受付時間
フラワー FLOWER (性暴力被害者サポートネットワークかごしま)	はやくフンストップ #8891 はなはな 099-239-8787 ※鹿児島県内で#8891にかけると、FLOWERにつながります。	月～土 (祝日、年末年始除く) 9:00～17:00 ※上記の時間帯以外も(内閣府)のコールセンター(相談対応窓口)へ自動転送されます。
性犯罪被害110番 (鹿児島県警察)	ハードさん #8103(プッシュ回線) なやむな 099-206-7867	月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:00

🌸 法テラス鹿児島 TEL 050-3383-5525

法制度や、適切な相談窓口の紹介を行います。

🌸 内閣府の『配偶者からの暴力被害者支援情報サイト』

内閣府男女共同参画局ホームページ

鹿児島県男女共同参画室 TEL099-286-2634



配偶者や恋人からの暴力を



ドメスティック・バイオレンス

といます。

DVは、決して

個人的な問題ではなく、

社会的な問題です。



「あなたは、身近なひとからの暴力で悩んでいませんか？」



「あなたは、身近なひとの心や身体を傷つけていませんか？」



「あなたの周りに、暴力に苦しむひとはいませんか？」

❁ DVとは？

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されます。

DVは、力で相手を支配しようとする行為です。

身体的なもの

- ・殴る
- ・蹴る
- ・物を投げつける
- ・突き飛ばす

など

精神的・社会的なもの

- ・怒鳴る
- ・無視する
- ・子どもに危害を加えると言っておどす
- ・交友関係を厳しく監視する

など

経済的なもの

- ・生活費を渡さない
- ・働かない
- ・働くことを許さない
- ・借金を重ねる

など

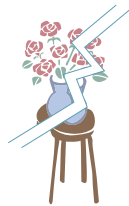
性的なもの

- ・性行為を強要する
- ・見たくないポルノビデオ等を見せる
- ・避妊に協力しない

など

❁ DVの背景

DV被害者の多くは女性であり、その背景には、加害者や周囲の次のような間違った考え方や意識があります。



- 「男性が殴るのは、女性にそれなりの原因があるからだ」という考え方
- 「夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方がない」という考え方
- 男女の固定的な役割分担、経済力の差などから、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識

暴力をふるわれる側に責任はありません。

暴力は絶対に許されない行為で、あくまで加害者に責任があります。

❁ 被害者が逃げられないのはなぜ？

● 背景にはさまざまな問題が存在します。

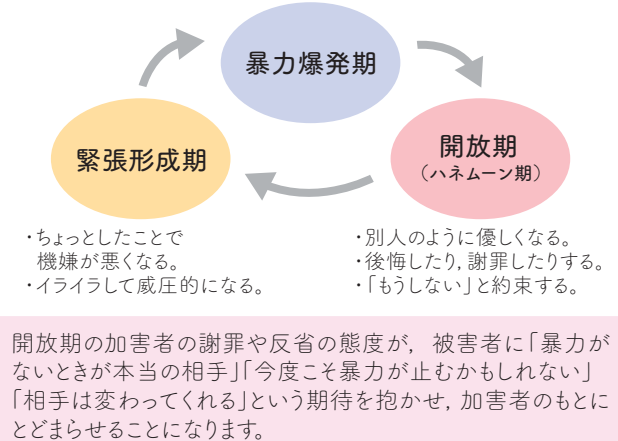
「どうして逃げないのか」と責めるのではなく、さまざまな困難を理解しておく必要があります。



暴力のサイクルの影響

【加害者の行動サイクル】

- ・怒りをコントロールできなくなる。
- ・激しい暴力をふるう。



※これは、あくまで一つの行動パターンであり、このサイクルにとらわれると、暴力の本質を見誤ることになります。

❁ DVが与える影響

● 被害者だけでなく子どもにも深刻な影響を与えます。

◆ 被害者への影響

- 身体的な暴力によるケガは、後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。
- 暴力への恐怖や不安、緊張は、心身にダメージを与え、PTSD、不眠などさまざまな症状が現れることもあります。
- 絶望で、気力を失い自殺に追い込まれてしまうこともあります。
- 性的暴力は望まない妊娠や中絶の原因となり、妊娠中の暴力は流産や死産につながることもあります。
- 暴力による心身のダメージで仕事が続けられなくなったり、良好な対人関係が築けなくなり、社会から孤立していきます。

◆ 子どもへの影響

- 暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が現れることがあります。
- 暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することがあります。
- DVの加害者は、子どもにも暴力をふるっていることがあります。
- 子どもに両親などの間に起こるDVを目撃させることは、子どもに対する虐待です。



❁ 悩んでいるあなたへ ～あなたは悪くありません～

あなたに暴力をふるう権利は誰も持っていません。我慢したり、一人で悩んだり、自分を責めたりする必要はありません。あなたを支援してくれる相談機関があります。まず、相談してみませんか。



❁ DVに悩んでいる人が身近にいたら...

「あなたにも悪いところがあったんじゃないの」「それぐらい我慢したら...」と責めてはいけません。暴力をふるわれていい人は一人もいません。相談を受け支援する機関があることを伝えてください。